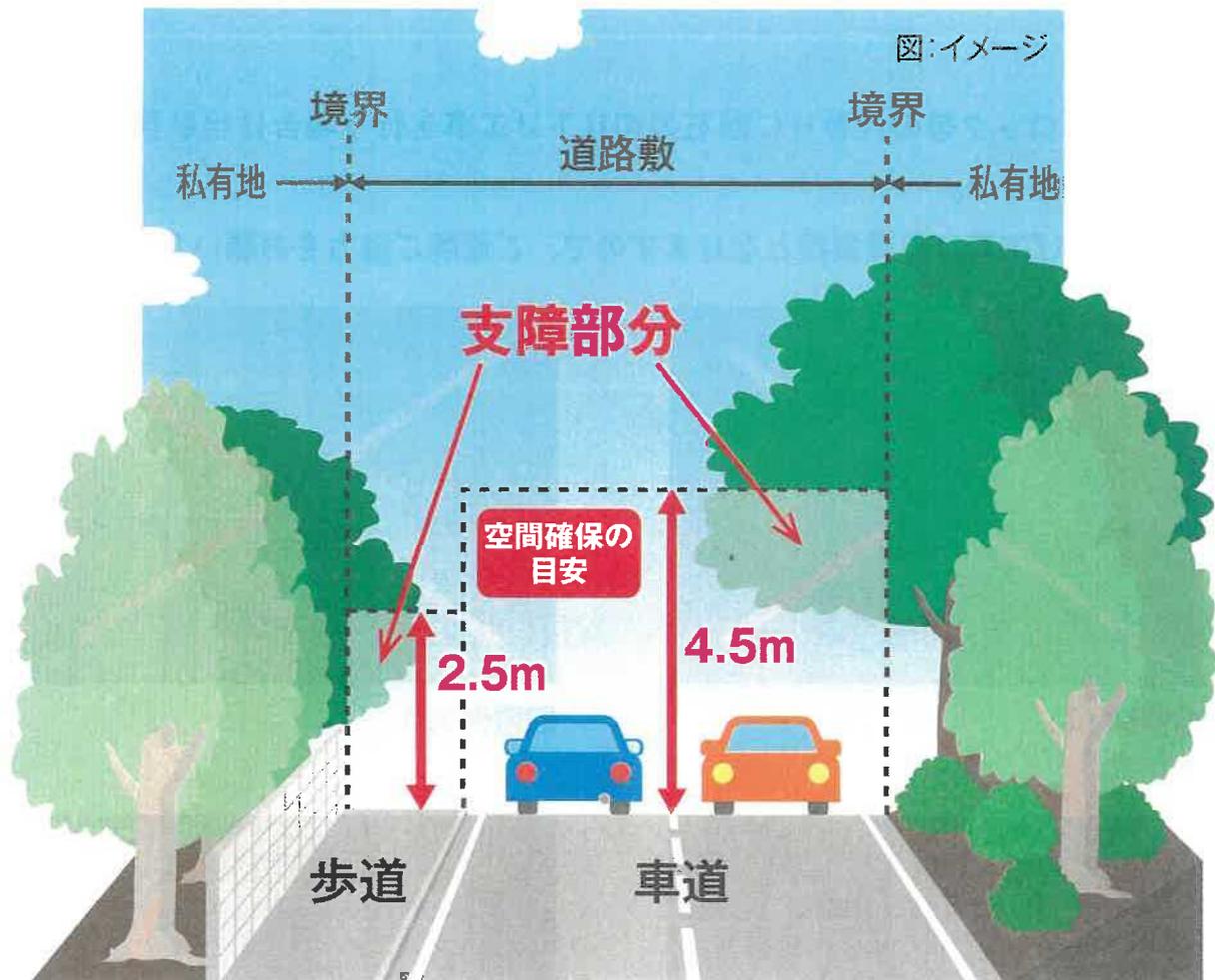


道路に樹木が張り出していないですか？

定期的な樹木の管理をお願いします

- 私有地から道路に張り出した樹木が道路上におおいかぶさると、通行の安全に支障となる場合があります。
- 私有地から生えている樹木は所有者が管理するもので、県では切ることができませんので、樹木所有者の皆様は定期的な剪定・刈込みをお願いします。



大田原土木事務所からのお知らせ

- 道路法では、次の行為が禁止されています。
 - ・道路を損傷したり、汚損したりすること。
 - ・道路に土砂、竹木等をたい積したり、**道路上で交通を妨げるような行為**をすること。
- 樹木が道路に倒れて、通行人が怪我をしたり車が破損した場合、樹木所有者が相手から**民法の不法行為による損害賠償**を請求されることもあります。
- 皆様が所有する樹木が、**道路に張り出すことのないように適切な管理をお願いします。**なお、道路法の禁止行為に当たる場合は、土木事務所長が樹木の移転や伐採命令を出すことがあります。